

令和8年3月

受診対象者の皆様へ

東京文具工業健康保険組合

「簡易生活習慣病健診のご案内」の送付について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では加入員の皆様の健康保持増進のため、各種健康診断の受診を積極的に勧めており、健康診断の費用補助（同一年度内で1回限り）を行っております。

この度ご案内いたしました簡易生活習慣病健診は、35歳未満の方を対象とした健診となっております。この機会にご自身の健康状態をチェックしていただくためにも、ぜひ「簡易生活習慣病健診」をご受診くださいますよう、よろしくお願いいたします。

受診方法の詳細につきましては、同封の冊子をご覧ください。

健診実施期間：**令和8年4月～10月**

※ 資格喪失後の受診、健診実施期間外の受診、申込書の提出がない受診
および年度内2回以上の受診につきましては、全額自己負担となります
ので、ご注意ください。